

はじめに

１９８９年（平成元年）に国連本会議で「児童の権利に関する条約」が全会一致で採択され、我が国は１９９４年（平成６年）に同条約を批准しました。

しかし、豊かなはずの我が国においても、児童虐待は後を絶たず、又、いじめに悩んだり、家庭や学校に居場所がなく、問題行動に走る多くの子どもたちがいます。

近年、少子化、核家族化、都市化などの進行により、子どもたちは、人や自然とのふれあいや体験を通じて、他者と共に生きる人間性や社会性を育みにくくなっています。

また、子どもたちを支える大人たちも、子育て家庭は、子育てに不安感・負担感を感じ、地域社会は、人間関係が希薄化し、家庭や地域の共に生きる力や子育て力の低下が指摘されています。

けれど、子どもたちは次の世代を担う大切な存在です。

そこで、名古屋市では、平成１７年３月に、子どもと子育て家庭を総合的に支援するため「なごや 子ども・子育てわくわくプラン～名古屋市次世代育成行動計画～」を策定しました。そして、推進体制として「子ども条例（仮称）」を制定し、行政・家庭・地域・企業が連携して社会全体で子どもたちを支援する計画の実現に取り組むことになり、条例制定に向けての検討依頼に基づき、平成１８年８月に名古屋市子ども条例（仮称）検討会が設置されました。

検討会の６名の委員は、それぞれの立場で、日頃小さな子どもたちや思春期の子どもたち、青年期の若者たちに接している者であり、検討会では、これまで８回の検討会を開催したほか、委員全員のメーリングリストで熱心に意見交換をし、検討を重ねてきました。又、子ども青少年局の協力を得て、子ども集会、市民シンポジウムや地域でのワークショップなどを開催し、アンケート調査を実施し、中間報告の検討骨子に対する市民意見の募集を行うなど、多くの市民及び子どもたちの声を聴き、子ども条例（仮称）に盛り込むべき内容を検討してきました。

検討会では、子どもは一人ひとりがかけがえのない大切な存在であること、又、子どもが個性や意見を尊重され、さまざまな人や自然、社会や文化とのかかわりの中で育つことで、他者と共生しながら責任ある社会の一員として自立する力を身につけていくことの必要性を宣言し、そうした子どもたちの育ちの支援のために、周りの大人たちがその果たすべき役割や連携・協働することの重要性を確認し、社会全体で子どもたちを支援する仕組みづくりを進めることを名古屋市の条例に掲げる必要があると考えました。

私たち検討会の全委員は、今後の条例制定にあたって、この提言の主旨が十分に条例にいかされ、なごや子ども条例で保障された権利を尊重されて育った子どもたちが大人になり、今度は子どもたちを育て支援していく責務を負っていくこと、それが幾世代にも繋がっていくことを心から願っています。

平成１９年１１月２１日

名古屋市子ども条例（仮称）検討会 委員長 熊田登与子

1 条例制定の趣旨（前文）

- 市として、子どもにとって大切な権利の基本理念となる①子どもについての基本的な考え方を明らかにし、②子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかわり方を示し、それぞれが担う役割を認識し、主体的に取り組み、相互に協力することが大切であると考えます。
- なぜなら、名古屋の子どもたちが、かけがえのない存在として愛情と理解を持って生まれ、自分に自信をもち、安心して豊かに生きていくこと、また、一人ひとりの個性や意見が尊重され、その体験を通して他を思いやる心やルールを守るなどの社会性を身につけ、健やかに育って行くことが、社会全体の願いであるからです。
- そして、家庭だけでなくすべての大人が連携し協働する意識を醸成し、社会全体で子どもを支援する仕組みづくりを進め、子どもの権利を保障し子どもを社会全体で支援する名古屋の風土づくりに子どもとともに取り組んでいかなければならないと考えるからです。
- こうしたことを踏まえ、③名古屋市の意思表示として、条例に対する決意を宣言し、市民全体の意識を共有する必要があります。

（１）条例制定にあたっての子どもについての基本的な考え方

- ・子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによってこそ、自分や他の人の命の尊さを知ることができます。
- ・子どもは、自分らしく生き、その個性や意見を尊重されることで、他の人の個性や意見も尊重することを知ることができます。
- ・子どもは、さまざまな人や自然、社会や文化との適切なかかわりの中で育ち、学ぶことにより、他者と共生しながら責任ある社会の一員として自立する力を身につけ、未来を担っていく存在になります。
- ・子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言う力を持っています。

（２）子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかわり方

- ・子どもを取り巻くすべての人・団体は、真に子どもの視点に立ち、子どもとともに、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの育ちを支えていく必要があります。
- ・子どもを取り巻くすべての人・団体は、それぞれの役割及び責務を認識し、主体的に取り組み、相互に連携し協働に努めます。

（３）市の意思表示

- ・子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するまちづくりを進めることを宣言します。

2 条例の目的

周りの大人が、子どもの視点にたって、子どもにとって最善の方法が何かを常に考え、子どもを育むことが大切です。そのため、子どもや大人が子どもの権利についての理解と認識を深め、子どもが健やかに育ち、子どもを社会全体で支援する名古屋のまちづくりを進める必要があります。

この条例は、子どもにとって大切な権利を確認し、その保障のための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務と、市の基本となる取組を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するまちの実現を目的とする。

3 定義

条例における用語を次のとおり定義する必要があります。

(1) 子ども

概ね18歳未満の者をいう。ただし、この条例の施行にあたっては、18歳以上の者についても、必要な配慮がなされるものとする。

「子ども」の年齢の範囲は、児童の権利に関する条約や児童福祉法と同じにしていますが、義務教育までの15歳までという意見もあり、本検討会の中でも意見が分かれたところです。

しかしながら、児童福祉法や児童虐待防止法の保護の対象外とされている未成年者（18歳、19歳）について、現実には支援を必要とする場合もあることから、ただし書きを付け加えました。

(2) 保護者

親、その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 地域住民等

地域の住民及び団体をいう。

「地域」とは、市域全体ではなく、小学校区のエリアなど身近な生活圏の範囲を想定しています。

「団体」とは、NPOなど地域の活動団体のほか、地域の一員としての活動が期待される事業者も含みます。

(4) 学校等

学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学、通園、通所し、または入所する施設をいう。

4 子どもにとって大切な権利

- ・子どもの権利については、児童の権利に関する条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類されています。条例では、この条約を基本とし、名古屋の子どもの現状を踏まえ、特に大切にされるべき権利を明らかにする必要があると考えました。また、子どもにとって大切な権利は、子どもの成長・発達段階に応じたものであり、障害や民族、国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもに保障されるものでなければなりません。
- ・すなわち、子どもが生きていくために基本となる権利を、①「安心して安全に生きる権利」とし、児童の権利に関する条約でいう「生きる権利」と「守られる権利」を前提としながら整理しました。「子ども・子育て家庭への意識調査」でも、子どもが守られていないと感じている権利でもっとも多かったものは、「暴力やことば、態度で傷つけられないこと」でした。
- ・さらに、子どもは、②「一人ひとりが尊重される権利」が保障されることで、ありのままの自分が肯定されていると実感し、子どもが自分自身の育ちの力を信じ、自分のもっている力を十分に発揮することができます。また、自分を大切にすることで、他の人を尊重することができます。
- ・①②の基本的な条件のもと、子どもは③「豊かに育つ権利」が保障され、子どもが学び、子ども同士のかかわりやさまざまな人とのふれあい、体験をしながら、自ら考え、判断し、自分の行動に責任を持ち、あわせて他者の人格や権利を大切にし、社会の一員として自立した大人へと成長していくものだと考えます。
- ・また、子どもが④「主体的に参加する権利」を保障することは、子ども自身が自立的に自分を育てていくことと、子どもの声を活かす社会づくりを進めることで、子どもにやさしいまちづくりにつながることになります。
- ・市は、これまで「子ども・子育て家庭への意識調査」など子どもへのアンケート調査、「なごや子ども集会」など子どもの意見を積極的に聴くように努め、子どもの現状や意識を調査してきましたが、引き続き、子どもの意見を聴く機会を設けることが大切であり、今後、条例制定に向けた取組に、子どもが参画できるよう努める必要があると考えます。
- ・検討会では、子どもの権利とともに、義務を掲げるか否かについて議論をしましたが、子どもたちが互いの権利を尊重しあい、責任ある社会の一員として育つことの大切さを大人が教えるべきであるとの考えから、子どもの権利を保障する大人の共通の責務に掲げました。

(1) 安心して安全に生きる権利

- ・命が守られ、安全な環境で安心して生きること
- ・かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれること
- ・健康な生活が守られ、適切な医療が提供されること
- ・あらゆる暴力や犯罪から守られること
- ・あらゆる差別や差別によって不利益を受けないこと
- ・年齢や発達にふさわしい生活ができること

(2) 一人ひとりが尊重される権利

- ・個性が認められ、人格が尊重されること
- ・自分の考えを自由に持ち、表明し、行動できること
- ・信頼され、自分の意思が尊重されること
- ・プライバシーや名誉が守られること
- ・自分の持っている力を発揮できること

(3) 豊かに育つ権利

- ・年齢や発達に応じて学ぶこと
- ・遊んだり、休んだり、のびのび育つこと
- ・さまざまな人や自然とのふれあいや多彩な文化の中で、共生すること
- ・社会とのかかわりの中で他者と共生しながら、責任ある社会の一員として、自立していくこと

(4) 主体的に参加する権利

- ・意見表明ができ、尊重される機会が与えられること
- ・自分たちに関わることを決めることについて自分たちの意見が反映されること
- ・意見表明のために、必要な情報の提供や支援を受けられること

5 子どもの権利を保障する責務

子どもの権利を保障するために周りの大人が負う責務を、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者のそれぞれの主体ごとに、以下のように規定する必要があります。

(1) 共通の責務

- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、子どもの権利を保障するために、相互に連携し、協働するよう努めなければならない。
- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、子どもたち自身が互いの権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つよう努めなければならない。
- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たせるよう、相互に連携し、支援に努めなければならない。

(2) 市の責務

- ・市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもに関する施策を推進しなければならない。
- ・市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を全うするよう、必要な支援や連携を図らなければならない。
- ・市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければならない。
- ・市は、子どもに関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(3) 保護者の責務

- ・保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を有し、子どもを守り育てなければならない。
- ・保護者は、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの年齢と発達に応じた養育に努めなければならない。

(4) 地域住民等の責務

- ・地域住民等は、地域のさまざまな人や自然や社会や文化とのかかわりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもの支援に努めなければならない。
- ・地域住民等は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- ・地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(5) 学校等関係者の責務

- ・学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。
- ・学校等関係者は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければならない。
- ・学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設けたり、支援に努めなければならない。

(6) 事業者の責務

- ・事業者は、その社会的影響力と社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、若年層の就労支援、従業員に対する人材育成及び社会人としての教育に努めなければならない。
- ・事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、子育て期の従業員が仕事と子育てとを両立できるよう職場環境づくりに努めなければならない。
- ・事業者は、従業員に対し仕事と子育てを両立させるための働き方に対する意識の向上や、子どもや子育て家庭を支援する社会的な取組に参加・協力することを促すよう努めなければならない。

6 子どもに関する基本的な市の取組

子どもの権利と子どもの権利を保障する責務を踏まえ、子どもに関する基本的な市の取組を明記し、条例の実効性を図る必要がある。ここでは、想定される特に重要な取組を掲げています。

なお、検討会は、条例が子どもたちに浸透していくことが大切であり、学校等子どもの身近な場所で普及に取り組むこと、また虐待やいじめなどの防止及び救済制度の具体的な仕組みについて、今後実情を把握し、検証したうえで検討していくことを要望します。

(1) 子どもの権利の普及等

- ・市は、子どもの権利とその保障や、子どもに関する施策を推進するための調査及び研究に努める。
- ・市は、この条例と子どもの権利について、市民の関心や理解を深めるため、広報することやその普及に努める。

(2) 虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済

- ・市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、関係機関と相互に連携、協働し、虐待、体罰、いじめなどについての防止、相談、救済のための措置を講じる。

(3) 子どもへの支援

- ・子どもの居場所づくり
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者と相互に連携、協働し、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進める。
- ・遊びや体験の場づくり
市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場を提供する。
- ・社会的自立への支援
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、子どもが社会に認められ、他者と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援する。

(4) 子どもの参画活動の促進

- ・市は、子どもに関わることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見表明し、子どもの意見が反映される仕組みをつくる。

(5) 子育て家庭への支援

- ・市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支援する。

(6) 他の施策との連携

- ・市は、本条例に基づく施策を推進する際には、子どもの成長・発達の連続性を考慮し、他の施策、例えば、20歳以上の若者の自立支援などと十分な連携を図る。

7 推進体制の整備

この条例を確実に推進するため、総合的な計画を策定する必要があります。そして、市民や専門家などの外部委員からなる推進協議会を設置し、この条例に関する重要事項について調査審議し、推進し、計画の実施状況を評価・点検する推進体制をつくる必要があります。特に、子どもの視点から、計画の策定、公表、実施、評価について子どもにわかりやすく説明し、意見を聴取することが大切です。

(1) 子ども総合計画の策定と公表、評価

- ・市は、この条例の目的を実現するため、子ども総合計画（以下「計画」という。）を策定する。
- ・市は、計画を策定するとき、あらかじめ、推進協議会の意見を聴く。
- ・市は、計画を策定するとき、子どもの意見をはじめ、市民の意見を聴き、反映する。
- ・市は、計画を策定したとき、子どもを含む市民にわかりやすく公表する。
- ・市は、計画に基づいて実施した事業等の結果について、評価し、子どもを含む市民にわかりやすく公表し、意見を聴く。

(2) 推進協議会の設置

- ・市は、この条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議し、推進するため、推進協議会を置く。

(3) 拠点施設の設置

- ・市は、この条例の目的を実現するため、総合的な拠点施設を設置する。

8 条例の名称について

検討会では、市民に分かりやすい名称として「なごや子ども条例」で一致しました。また、普及の一環として愛称の募集を提案します。

〈参考資料〉

1 名古屋市子ども条例（仮称）検討会の検討経過

回	開催日	主な議題
第1回	平成18年 8月23日	・委員長選任、副委員長指名 ・今後のスケジュールについて
第2回	平成18年11月17日	・条例に盛り込む内容 (条例の目的・目指すもの、子どもの定義や権利)について
第3回	平成18年12月27日	・報告事項 (「なごやっ子学びの在り方について」報告書)など
第4回	平成19年 3月27日	・条例に盛り込む内容 (子どもの権利、責務など)について
第5回	平成19年 5月25日	・条例に盛り込む内容 (子どもの権利、責務、基本的な取組など)について
第6回	平成19年 7月26日	・条例の基本的な考え方 検討骨子(案)について
第7回	平成19年10月18日	・条例の基本的な考え方 提言(案)について
第8回	平成19年11月16日	・条例の基本的な考え方 提言(案)について

2 各種会議などでお聴きしました

開催日	会議名
平成18年10月 3日	なごや 子ども・子育てわくわくプラン推進懇談会
平成18年12月19日	社会福祉審議会
平成19年 6月 5日	なごや 子ども・子育てわくわくプラン推進懇談会
平成19年10月19日	なごや 子ども・子育てわくわくプラン推進懇談会

上記のほか、地域の活動団体、企業・労働関係団体などからもご意見をお聴きしました。

3 市民の皆様にお聴きしました

(1) 行 事

行事名	開催日・場所	概 要
なごや子ども集会	平成18年8月23日 千種文化小劇場	●参加者:子ども72人 (小学生39人、中学生20人、高校生13人) 一般21人 ●パネリスト:検討会委員
なごや子ども・子育て シンポジウム	平成18年11月11日 中区役所ホール	●参加者:約300人 ●パネリスト 栃本一三郎氏(上智大学教授) 奥 丈治氏(松坂屋人事総務部) 伊藤 一美氏(特定非営利活動法人子ども &まちネット理事長)
市民フォーラム (NPO協働)	平成19年3月3日 つながれっと NAGOYA	●参加者:小・中学生、高校・大学生など 約40人 ●テーマ:子どもにやさしいまちとは～ 子ども、若者から発信するまちづくり
市民シンポジウム ～子ども条例(仮称) 制定に向けて～	平成19年8月9日 千種文化小劇場	●参加者:中学生、高校生、一般120人 ●テーマ:条例の基本的な考え方 検討骨子 について
子ども条例(仮称)制 定に向けた広報活動 (NPO協働)	平成19年7月 ～平成20年3月	〈主な取組〉参加者:約220人 ●NPO法人子育て支援のNPOまめっこ 9.29 講演と交流会(赤ちゃんの声を子ども条例に届 けるために) 講師:堀尾輝久氏、喜多明人氏 ●NPO法人子ども&まちネット 7.22 サマーセミナー「みんなでつくろう“子どもの 条例”」、子ども・若者委員会発足 ●NPO法人こどもNPO 8～ 「子どもに一番いいことってなに？」5連続 ワークショップ(子ども・大人) ●NPO法人名古屋おやこセンター 8～ 学習会「子どもの権利条約を知る・学ぶ」 (子ども・大人)

(2) アンケート

アンケート名	回答状況 (①実施日 ②回答者)	調査内容
まるはちの日 アンケート	①平成18年8月8日 ②大人291人 子ども(小中学生、高校生) 84人	【大人】子どもの権利についてなど 【子ども】平日の放課後の過ごし方など
つどいの広場 アンケート	①平成18年9月30日 ～10月17日 ②保護者120人 支援者 56人	●子どもの権利について、子どもや子育てを取り巻く環境、子育て支援への取組、子育て支援活動についてなど
主任児童委員 アンケート	①平成18年10月5日 ②主任児童委員68人	
「うしくん」アンケート	①平成18年7月28日 ～9月25日 ②本市所管の児童養護施設 (13施設)入所児童 (小学5年生以上)281人	●私の施設について、施設での生活について、日頃の生活や将来のことについてなど
子ども・子育て家庭への意識調査 (概要 17頁参照)	①平成19年2月1日 ～2月22日 ②子ども1,599人 保護者1,605人 ※回収率40.1%	【大人】子どもの権利、子ども・子育て家庭を取り巻く現状(子どもについて、子育てについて、学校や地域活動について)など 【子ども】子どもの権利、子どもを取り巻く現状(日頃の生活の過ごし方、学校や近所のこと、自分のこと、家族のこと)など
企業の子育て支援に関するアンケート	①平成19年2月7日 ②経営者・人事担当など 52人	●両立支援策、その他子育て支援に対する取組など
子ども会(年少リーダー)アンケート	①平成19年3月3日 ②49人	●平日の放課後の過ごし方など
NPOによる地域への聞き取り調査	①平成18年12月 ～平成19年2月 ②6団体、個人6人	●活動内容、条例の要望など

4 名古屋市子ども条例（仮称）検討会委員名簿

（50音順、敬称略）

委員名	役 職 等
いなば かずまさ 稲葉 一将	名古屋大学大学院法学研究科准教授
くまだ とよこ ◎熊田 登与子	弁護士
こいけ じゅん 小池 潤	名古屋鉄道株式会社取締役
しらいし ますみ 白石 真澄	名古屋市政策参与
しらいし よしえ ○白石 淑江	同朋大学社会福祉学部教授
ふじた えいし 藤田 榮史	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授

※ ◎委員長、○副委員長

5 名古屋市子ども条例(仮称)検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 名古屋市子ども条例(仮称)(以下「条例」という。)の制定に向けて必要な助言・提言を得るため、名古屋市子ども条例(仮称)検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例の基本的考え方に関すること。
- (2) 条例に盛り込むべき内容等に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから子ども青少年局長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から平成20年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 検討会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども青少年局子ども未来部子ども未来課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

6 「名古屋市子ども条例（仮称）の基本的な考え方 検討骨子」に対する市民意見 募集結果

（１）実施期間 平成１９年８月９日（木）から平成１９年９月２０日（木）

（２）提出状況

	大人	子ども					合計
		小学生	中学生	高校生	不明	計	
意見提出者数(人)	392	31	12	9	4	56	448
意見件数(件)	435	64					499

（３）提出方法

専用用紙	FAX	電子メール	封書等	シンポジウム	合計
312人	91人	13人	9人	23人	448人

（４）意見の内訳

事 項	件 数
条例制定の趣旨（前文）	30 件
条例の目的	2（ 1）
定義	18
子どもにとって大切な権利	66（10）
子どもの権利を保障する責務	112（10）
子どもに関する基本的な市の取組	214（36）
推進体制の整備	6
その他	51（ 7）

※（ ）は子どもの意見

7 子ども・子育て家庭への意識調査結果（概要）

（１）調査概要

〈目的〉

本調査から子どもや子育て家庭の現状や意識を把握し、条例検討の基礎資料とする。

〈調査期間〉

平成１９年２月１日～平成１９年２月２２日

〈調査対象〉

名古屋市内に居住する１０歳から１７歳までの子ども（平成１８年４月１日現在）
４，０００人及びその子どもの保護者４，０００人

〈調査方法〉

対象とする子どもを無作為抽出し、郵送により実施。

調査票の作成にあたり、名古屋市立大学人文社会学部の協力を得た。また、調査結果の集計は名古屋市衛生研究所疫学情報部に依頼した。

〈回収状況〉

	子ども	保護者	合計
送付数	4,000 人	4,000 人	8,000 人
回答数	1,599 人	1,605 人	3,204 人
回答率	40.0%	40.1%	40.1%
調査項目数	24 問（他にフェース 項目 5 問）	34 問（他にフェー ス項目 14 問）	

（２）調査結果の概要

- ・子どもへの調査
- ・保護者への調査